

○小牧市行政改革推進懇談会設置要綱

平成 2 9 年 5 月 2 3 日

2 9 小行第 3 5 3 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な自治体経営の実現に向けて、客観的かつ公正な第三者の視点による意見を聴くため、小牧市行政改革推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、小牧市の行政改革の推進状況について意見交換を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、市長及び委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(座長)

第 4 条 懇談会に座長を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 座長は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、行政改革課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 1 小行第 2 9 0 2 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。